

働き方改革の取り組みは大丈夫ですか？

「年5日の年次有給休暇の確実な取得」

と「労働時間の適正な把握」

働き方改革において、4月より全ての企業・事業所に義務付けられています。



日時 令和元年 **11月8日** (金) 14:00～16:00

13:30～受付 14:00～15:00 セミナー

15:00～16:00 グループコンサルティング

会場 仙台駅前 **AERビル21階 TKPガーデンシティ仙台**

仙台市青葉区中央1-3-1 仙台駅西口すぐ

定員 **30名** (1社1名まで)

対象

起業家、経営者、企業の労務・人事・総務担当者

*先着順となります。

*途中退席の方のお申込みは、ご遠慮申し上げます。

お申込み方法

セミナーのお申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。

①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。

※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

申込み締切

11月7日(木) 17:00までにお申込みください。



セミナー概要

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行され、働き方のルールが大きく変わりました。これから成長するベンチャー企業・スタートアップ(第二創業)企業において、自社の働き方改革を進めるに当たって今年度より施行されている「年5日の年次有給休暇の確実な取得」「労働時間の適正な把握」について、法令の解説から対応実務の留意点についてわかりやすく解説いたします。

14:00～15:00 60分

セミナー

「年5日の年次有給休暇の確実な取得」と「労働時間の適正な把握」

講師

大江 広満

仙台市雇用労働相談センター 代表相談員

特定社会保険労務士(社会保険労務士法人めぐみ事務所 代表社員)

15:00～16:00 60分

グループコンサルティング

セミナー後、弁護士または社会保険労務士と参加者数名によるグループに分かれ、テーマに関する質疑応答を通じて理解を深めます。

主催 仙台市雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら **022-774-1753** ホームページからも申込みできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様ご氏名		所属部署・役職名	
TEL		E-mail	

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(11月8日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

無料セミナー
情報満載!!



LINE@お友達募集中!

仙台市雇用労働相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!! 新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)